

嘉島町放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本町が設置する放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の安定した運営体制の確保と質の向上を図るため、その運営業務の一部を民間委託するに当たり、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募に必要な事項を定める。

2 業務内容及び委託料

別紙「嘉島町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、本業務は、社会福祉法第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

3 参加資格

プロポーザルの参加資格は、次の要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 熊本県内に事務所等を有していること。
- (2) 直近3か年以内に放課後児童健全育成事業または類似事業の実績を有していること。
- (3) 町の児童福祉行政を理解し、積極的に協力する事業者であること。
- (4) 町の競争入札等に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生の手続きをしていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。

4 スケジュール（一部、予定を含む。）

内容	期日
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和7年8月1日（金）
質問書の提出期限	令和7年8月15日（金）
実施体制提案書の提出期限	令和7年9月12日（金）
プレゼンテーション	令和7年9月下旬 ※詳細は別途通知
選考結果の通知	令和7年10月上旬（予定）

5 参加方法

(1) 参加申込書等の提出

参加しようとする事業者は、次により参加申込書等を提出すること。

- ア 提出期限 令和7年8月1日(金) 17時15分まで
- イ 提出物 プロポーザル参加申込書(様式第1号)及び添付書類
添付書類 ①法人税等の未納がないことの証明書(国税、県税、市町村民税)
②法人の登記事項証明書(全部事項証明書)
③放課後児童クラブ運営業務等の受託実績がわかるもの
※追加で別途書類の提出をお願いする場合があります。
- ウ 提出方法 ・持参(土・日祝日を除く8時30分から17時15分までの間)
・郵送(書留等で提出期限日までに必着させること)
郵送先：861-3192
熊本県上益城郡大字上島530
嘉島町役場 福祉課 こども係

(2) 質問

- ア 質問書(様式第2号)に内容を記載し電子メールにて提出
送信先：kenhuku@town.kashima-kumamoto.jp
- イ 提出期限 令和7年8月15日(金) 24時まで
- ウ 質問への回答 令和7年8月29日(金)までに電子メールで回答する(予定)。回答は質問者を伏せ、他のプロポーザル参加者全員にも電子メールで周知する。
- エ 注意事項 質問は様式1枚につき1問とすること

(3) 参加の辞退

本プロポーザルを辞退する場合、プロポーザル参加辞退届(様式第3号)を電子メールにて前述の送信先に提出すること。

6 提案

(1) 実施体制

- ア 実施体制提案書(様式第4号)に内容を記載し、電子メール、郵送、持参のいずれかの方法により提出
提出先：前述に記載のとおり
- イ 提出期限 令和7年9月12日(金)
 - ・電子メール：24時まで
 - ・持参：17時15分まで
 - ・郵送：書留等で提出期限日までに必着
- ウ 書類のサイズについて
書類は原則A4サイズとし、A3サイズの書類がある場合、A4サイズに折り畳むこと。
- エ 注意事項
実施体制提案書(様式第3号)内に記載の要件等を踏まえて内容を記載すること。

(2) 自由提案（プレゼンテーション）

ア 下記の7項目を必須項目とし、全ての項目を含んだ任意の提案を行うこと。

①本業務に対する考え方

②育成支援への対応

- ・活動プログラム（遊び、学習活動等）
- ・障がいのある児童、特別な支援が必要な児童への対応
- ・児童虐待への対応

③保護者、学校、地域との連携

④危機管理体制（事故防止、災害対応、衛生管理等）

⑤要望、苦情への対応

⑥保護者の利用料等について

⑦個人情報の取り扱いについて

イ アに掲げる項目以外で本業務に有効と思われる提案があれば自由に提案しても構わない。

ウ プレゼンテーション当日に使用する資料等は電子メール、郵送、持参のいずれかの方法により事前に提出すること。

※提出期限及び詳細は日時等の通知に併せて別途通知する。

エ 提出期限までに提案資料の提出がない場合、失格とする。

7 審査

(1) 審査方法

ア 審査は、おおくすクラブ、あすなろクラブそれぞれの区分で行う。

イ 審査方法は、実績及び実施体制を書類審査、自由提案をプレゼンテーション審査とし、合計点が最高得点の提案者を委託候補者とする。

ウ 採点は、別表「評価基準」に示すとおりとし、合計点が最高得点の提案者を委託候補者とするが、最高得点者の審査得点が100点満点中70点未満の場合は委託候補者とはせず、再度公募を実施する。

なお、最高得点者が2提案者以上で並んだ場合、実績点が高い提案者を上位とし、実績点も同点の場合は、各提案者の代表者によるくじ引きにより順位を決する。

エ 提案者が1者の場合でもアに掲げる審査を実施する。

(2) 審査員

審査員は嘉島町役場福祉課職員3名、福祉課以外の職員3名の計6名で構成する。

(3) プレゼンテーション

ア 日程 令和7年9月下旬頃 ※開始時間も含め、別途通知する
非公開で1者ずつ実施する。

イ 場所 嘉島町役場内会議室

ウ 実施方法

- ・プレゼンテーションは、30分以内（両クラブ分提案の事業者は45分以内）とする。
- ・プレゼンテーションの出席者は、5人までとする。
- ・プレゼンテーション終了後、質疑応答の時間を設ける。
- ・プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

エ 注意事項

- ・プレゼンテーション時にパソコンやプロジェクター、ホワイトボード等を利用する場合には事前に申し出ること。可能な限り町で用意するが、物品によっては提案者に準備いただく場合もある。
- ・プレゼンテーションまでに、個別に提案内容の確認を行うことがある。確認は、参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。
- ・プレゼンテーションの開始時間に遅れた提案者は失格とする。ただし、災害その他客観的にやむを得ない事情があると認められる場合に限り、再度別日でのプレゼンテーションを認める。

(3) 審査結果

審査結果は、10月上旬に参加者全員に文書で通知する（予定）。

なお、審査結果への質問には可能な範囲で回答するが、異議は一切受け付けない。

8 契約

(1) 契約締結の協議

選定された委託候補者と、仕様書及び提案内容を基に協議を行い契約時の仕様書を作成する。なお、協議が調わなかった場合、審査結果が次点であった者と協議を行う。

(2) 契約の締結

協議の上、決定した仕様書に基づき、契約を締結する。

※契約は年度毎に締結をする。

9 その他留意事項

- (1) プロポーザルへの参加のために提出された書類一式（以下「申込書等」という。）は、委託候補者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 企画提案書の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (4) 企画提案書の提出をもって、参加者が本要領の記載内容に同意したものとみなす。
- (5) 企画提案書作成のために本町から受領した資料は、本町の了解なく公表・使用できない。

10 本プロポーザルに関してのお問い合わせ

嘉島町役場 福祉課 こども係 担当：中野

TEL:096-237-2576 FAX:096-237-2359

E-mail: kenhuku@town.kashima.kumamoto.jp

別表「評価基準」

評価項目	評価基準		配点
自由提案	必須項目 ①本業務に対する考え方 ②育成支援への対応 ・活動プログラム（遊び、学習活動等） ・障がいのある児童、特別な支援が必要な児童への対応 ・児童虐待への対応 ③保護者、学校、地域との連携 ④危機管理体制（事故防止、災害対応、衛生管理等） ⑤要望、苦情への対応 ⑥保護者の利用料等について ⑦個人情報の取り扱いについて 自由項目 ※特になければ提案不要 ・必須項目以外で本業務に有効と思われる提案		10点× 6人
実施体制	職員の配置（支援員等の配置予定人数等）	各項目 優 5点 良 3点 可 1点 で評価	5点× 4項目
	安定的体制の整備（常勤職員の配置等）及び職員の処遇（賃金、福利厚生等）、職場内におけるハラスメントへの対応方策		
	人材確保の方策、欠員が生じた際のバックアップ体制		
	支援員等の人材育成、研修計画		
実績	学童（複数） 17点 学童（1カ所） 13点 保育所 10点 その他 5点 嘉島町内での実績がある場合は＋3点		20点

+

【採点例】

審査員	審査員A	審査員B	審査員C	審査員D	審査員E	審査員F
採点	10点	5点	8点	7点	9点	8点
実施体制	優（5点）×2項目、良（3点）×2項目 16点					
実績	町外で複数の学童の実績あり 17点					

審査員計47点 + 実施体制16点 + 実績17点 = 採点結果 80点